

単位価格等を表示すべき商品の指定を解除すべき品目、追加指定すべき品目
及び適用範囲を拡大又は縮小すべき品目について

1 指定を解除すべき品目

品 目		指 定 解 除 の 理 由
生 鮮 食 品 (14品目)	ばれいしょ、玉ねぎ、里いも、 さつまいも、トマト、にんじん、 キャベツ、ごぼう、いんげん、 根しょうが、さやえんどう、 みかん、バナナ、ぶどう	季節や天候等により需給状況が変化するため価格変動が著しく、販売形態も、1個売り、山売り、袋売り等が一般的であり、単位価格表示になじみ難い。
加 工 食 品 (7品目)	小麦粉、パン粉、片くり粉 豆類(大豆及び小豆)、砂糖、 はちみつ、魚肉ハム・ソーセージ	消費量が相当減退し、今後も需要の伸びが見込めない。 (消費者が日常頻繁に購入しなくなった。)
日 用 品 雑 貨 (1品目)	固形石けん(洗たく用)	消費量が大幅に減退し、今後も需要の伸びが見込めない。 (消費者が日常頻繁に購入しなくなった。) また、詰め替え品も出ていない。

2 指定を追加すべき品目

品 目	単 位	指 定 追 加 の 理 由
ヨーグルト (発酵乳のうち固形のものを 対象とする)	100グラム	・消費量が大幅に増大している。 ・内容量、ブランド、品質が多様である。

3 適用範囲を拡大すべき品目

品 目	対 象 範 囲	変 更 理 由
野菜ジュース (品目名は変更なし)	(変更前) トマトジュース、 トマトミックスジュース にんじんジュース にんじんミックスジュース	トマトジュース、トマトミックスジュース、にんじんジュース、にんじんミックスジュース以外の野菜ジュースも多く出回るようになった。
	(変更後) 野菜ジュース全般 (果実飲料に分類されるものを除く)	

4 適用範囲を縮小すべき品目

品 目	対 象 範 囲	変 更 理 由
(変更前) かん詰 (食肉加工品及び 魚介類加工品)	(変更前) 食肉加工品 魚介類加工品	食肉加工かん詰については、消費量が相当減退し、今後も需要の伸びが見込めない。(消費者が日常頻繁に購入しなくなった。)
(変更後) かん詰 (魚介類加工品)	(変更後) 魚介類加工品	
(変更前) 化学調味料	(変更前) 単一化学調味料 複合化学調味料 風味調味料	単一化学調味料及び複合化学調味料については、消費者が日常頻繁に購入しなくなった。
(変更後) 風味調味料	(変更後) 風味調味料	